

月刊 登記情報

596 2011年7月号
51巻/7号

皆様に支えられて
50th

分かりやすい誌面で登記・供託関連実務をサポート



創刊50周年に寄せて

小出邦夫/江原健志/古門由久



震災と司法書士・土地家屋調査士の実務

- 震災における不動産権利登記の諸問題 早川将和
- 震災における土地筆界をめぐる諸問題 瀧下俊明
- 震災における建物滅失登記の諸問題 鈴木泰介
- 震災における企業法務の諸問題 鈴木龍介
- 震災後における債務整理事件及び消費者事件における留意点 山田茂樹
- 震災時における成年後見業務への対応 迫田博幸
～被後見人、被保佐人、被補助人の支援を中心として～
- 東日本大震災と司法書士による支援活動について 安田 捷

●東日本大震災に伴う商業登記の実務に関するQ&A

山川都資/山森航太 [監修] 江原健志

●「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」について 筒井健夫

【逐条解説】

- 不動産登記事務取扱手続準則(9) 清水慶徳/古田辰美
- 重要判例ナビ(大阪地判平22・6・30) 武川幸嗣
- 新農地法と司法書士実務(6) 末光祐一
- 執務現場から見た一般社団法人制度(第7回)
特例民法法人の一般社団法人への移行を中心として 皿谷有子
- コンプライアンス道場(第49回) 升田 純

登記実務からの考察

- 【権利登記】胎児の相続と登記 尾原祥之
- 【商業・法人登記】合併比率と端数 幸先裕明

【登記官の目】

- 会社の目的における事業の営利性 …○○事業の問題から
- 商業登記掲示板 ■土地家屋調査士の宝箱 ■裁判実務フォーラム

合併比率と端数

登記実務
からの考察

島本総合司法書士法人 司法書士 幸先裕明

・商業・法人登記・

はじめに 合併比率を算定する必要がない、又は、算定が事実上不要である、完全親子間・完全子会社間の吸収合併や債務超過会社を消滅会社とする吸収合併も多くある。しかし、中小企業の吸収合併においては、合併当事会社の株主がオーナー一族からなる個人株主やオーナー一族に支配されている同族会社等であることも多く、合併対価を存続会社の株式として、消滅会社の株主に割り当てるために、合併比率を算定しなければならないケースも当然にある。

これまでの経験によると、主に税務上の要請から、小数点第1位もしくは第2位まで合併比率が算定される場合も多く、消滅会社の株主の保有株式数の状況によっては、そのままでは端数を生ぜざるを得ない場合も多い。そこで、本稿では、株式に市場価格のない一般的な中小企業の吸収合併を前提とし、この端数の回避方法等について考察する。

端数の実務上の問題点 端数については、会社法234条に規定がある。吸収合併において、具体的には、合併比率に沿って計算した結果消滅会社の各株主が交付を受ける存続会社の株式に1株未満が生じる場合の小数点以下の部分ということになる。

無論、端数が生じること自体に法的な問題はない。しかし、端数が生じた場合のその後に必要となる手続(注1)を考慮すると、中小企業においては、可能な限り端数を生じさせないことを検討すべきであろう。

なお、合併比率が、仮に1:1.14とすると、合併対価として、存続会社の株式1株を交付

し、かつ、0.14株に相当する部分については金銭を支払うことは可能と考えられる(注2)が、割当てを受けた結果端数になった部分にのみ金銭を支払う旨の規定(例えば、「存続会社は、合併の効力発生日前日最終の消滅会社の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その所有する消滅会社の株式に代えて、消滅会社の株式1株につき存続会社の株式1.14株の割合をもって割当交付する。なお、1株に満たない端数に対しては、金銭を交付する。')のような規定)は定めることができないと考えるべきである(注3)。

回避方法の検討 まず、回避方法のひとつとして考えられるものに、消滅会社の株主間における株式譲渡がある。仮に、合併比率が小数点第2位まで算定されていても、消滅会社の各株主の保有株式数が全て100株単位であれば、端数を回避できる。具体的には、消滅会社(発行済株式総数1,000株)において株主2名の保有株式数が320株・680株の場合、前者の株主から後者の株主へ20株を譲渡するということである。これにより株主2名の保有株式数が300株・700株となり、合併比率が小数点第2位まで算定されていても端数は生じなくなる。しかし、この方法は、株式譲渡代金の調達や課税その他の問題が残る。(合併比率が小数点第1位までの場合や、譲渡すべき株式数が少ない場合など利用可能な場合ももちろんある)

そこで、本稿では株式分割による回避を検討する。合併比率が、小数点第2位まで算定されている場合、存続会社の株式1株の価値を100分の1に落とすことができれば、合併比率の小

数点部分がなくなり、端数が生じないこととなるが、そのために、株式分割を利用することが回避方法のひとつとして考えられるためである。

株式分割を利用した具体例

具体例によって検討する。(※以下、併せて<別表1>参照)

例えば、甲株式会社(発行済株式総数:1,000株)を存続会社とし、乙株式会社(発行済株式総数:200株)を消滅会社とする吸収合併で、甲株式会社の株主が700株を保有するA及び300株を保有するBの2名であり、乙株式会社の株主が41株を保有するC、64株を保有するD、95株を保有するEの3名とし、合併比率を1:1.14とする。

このままの状態であれば、吸収合併に際して消滅会社の各株主に対して交付される甲株式会社の株式については、C:46株、D:72株、E:108株が交付され、C:0.74株、D:0.96株、E:0.30株の端数が生じる(例えば、Cについては、 $41株 \times 1.14 = 46.74株$ となり、このうち0.74株部分が端数。D、Eについても同様。つまり、 $0.74株 + 0.96株 + 0.30株 = 2株$ について、会社法234条の規定に従い、端数処理の対応を行わなければならないこととなる(注4))。

これを、事前に甲株式会社において、1株を100株に分割する株式分割を行うことにより、甲株式会社の発行済株式総数を100,000株とし、甲株式会社の1株の価値を株式分割前の100分の1とすれば、合併比率は1:114となり(注5)、吸収合併に際して、端数が生じないこととなる。なお、この場合、吸収合併後の乙株式会社の各株主に対して交付される甲株式会社の株式は、C:4,674株(41株 \times 114)、D:7,296株(64株 \times 114)、E:10,830株(95株 \times 114)となる。(※以上、<別表2>参照)

株式分割については、取締役会非設置会社においては株主総会決議、取締役会設置会社においては取締役会決議による。加えて、基準日を定めなければならない(会社法183条2項1号)ため、原則基準日公告を掲載することとなる。

<別表1>株式分割を利用した具体例

	甲株式会社 (存続会社)	乙株式会社 (消滅会社)
発行済株式総数	1,000株	200株
株主構成	A:700株 B:300株	C:41株 D:64株 E:95株
合併比率	1	1.14
合併後の株式数	A:700株 B:300株	C:46株 D:72株 E:108株 合計: 226株(a)
端数		C:0.74株 D:0.96株 E:0.30株 端数合計: 2株(b)
合併により甲株式会社が発行する株式数	200株 \times 1.14=228株 (なお、(a)+(b)=228株)	

<別表2>株式分割を利用した具体例(甲株式会社の1株を100株に分割する株式分割後)

	甲株式会社 (存続会社)	乙株式会社 (消滅会社)
発行済株式総数	100,000株	200株
株主構成	A:70,000株 B:30,000株	C:41株 D:64株 E:95株
合併比率	1	114
合併後の株式数	A:70,000株 B:30,000株	C:4,674株 D:7,296株 E:10,830株 合計: 22,800株(c)
合併により甲株式会社が発行する株式数	200株 \times 114=22,800株 (=c)	

しかし、中小企業においては、定款に基準日等を定めること(会社法124条3項但書)等により迅速に対応することが可能となる(注6)ため、本稿が想定している中小企業の吸収合併に

においては、手続き的な負担は大きくないと思われる。

最後に 本稿においては、吸収合併を取り上げたが、株式交換等その他端数を生じうる組織再編においても同様な方法を検討する余地がある(注7)。また、株式分割だけでなく、状況に応じて、株式併合等を利用する場合もあり得るが、いずれにしても法務・税務その他の面から多面的に検討していく必要があることは言うまでもない。

(こうさき ひろあき)

(注1) 中小企業の株式を競売することは現実的でないため、通常、裁判所の許可を得て売却する(会社法234条2項)こととなる。ここで、裁判所の許可を得るための手続は意外に煩雑である。

(注2) 江頭憲治郎『株式会社法〔第3版〕』786頁(有斐閣)。ただし、この場合、支払うべき金銭が多額になるおそれもある。

(注3) 金子登志雄『ずばり解説! 事例で読み解く商

業登記』174頁(東京司法書士協同組合)。ただし、同頁には消滅会社の株主全員が同意すれば、認めてよいと考えるとの記載がある。

(注4) このとき、C・D・Eに交付される甲株式会社の株式数は、C:46株、D:72株、E:108株のため、合計で226株(=46株+72株+108株)となり、端数の合計の2株を加えると、228株となる。これは、乙株式会社の発行済株式総数に1.14を掛けて計算される結果(200株×1.14=228株)と同じである。

(注5) 仮に、甲株式会社の株式分割前の1株の価値が100,000円、乙株式会社の1株の価値が114,000円の場合、株式分割により、甲株式会社の1株の価値は1,000円(=100,000円÷100)になると通常考えられ、結果、合併比率は、1,000円:114,000円=1:114となる。

(注6) 相澤哲=薬玉匡美=郡谷大輔『論点解説 新・会社法』187頁(商事法務)。

(注7) なお、例えば、共同株式移転は、完全親会社の発行済株式総数を調整することで端数は回避可能であり、完全子会社側の株式数を変更する必要は必ずしもない。

事業再生ADRの実務

Alternative Dispute Resolution

センチュリー法律事務所 住田昌弘 [編著] A5判・260頁・定価2,520円(税込)
弁護士

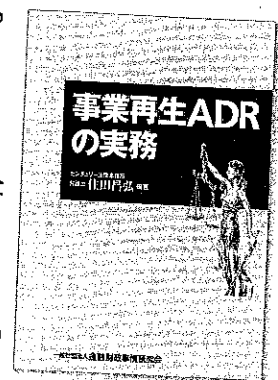
■平成21年に第1号案件の手続が始まって以来、利用が増えている事業再生ADRを分析。

■豊富な経験を有する「手続実施者」が、手続の流れを「第1ステージ」から「第3ステージ」に分けてコンパクトに解説。

■各種の書式を手続の流れに従って挿入。

■事業再生ADR手続で汗をかいている金融機関担当者にも最適な「法律実務書」。

- 目次**
- 第1章 事業再生ADR手続の意義と概要
 - 第2章 事業再生ADRの成立と手続選択
 - 第3章 第1ステージ(事前相談~正式申込)
 - 第4章 第2ステージ(一時停止の通知~事業再生計画書の概要説明会議・協議会議)
 - 第5章 第3ステージ(計画書の決議~計画書の成立/法的手続への移行)
 - 第6章 事業再生計画書の検討課題



一般社団法人金融財政事情研究会 お申込先・株式会社 きんざい 〒160-8520 東京都新宿区南元町19
電話(03)3358-2891(直) FAX(03)3358-0037